

令和7年度 第4回 自動運転の拡大に向けた調査検討委員会
議事概要

1 開催日時等

(1) 開催日時：令和8年2月19日(木)10:00～11:50

(2) 開催場所：TKP新橋カンファレンスセンター ホール16C

(3) 出席委員等

神戸大学大学院法学研究科 教授 中川丈久(委員長)

東京工業大学 名誉教授 兼 神戸大学 名誉教授 朝倉康夫

法政大学大学院法務研究科 教授 今井猛嘉

自動車ジャーナリスト 岩貞るみこ

慶應義塾大学 名誉教授 鹿野菜穂子【欠席】

自動車技術総合機構交通安全環境研究所 自動車安全研究部長 河合英直

一般社団法人日本自動車工業会 大型車委員会 大型車技術部会 部会長 佐藤浩至

東京工科大学片柳研究所 教授 未来モビリティ研究センター長 須田義大

一般社団法人日本自動車工業会安全技術・政策委員会自動運転部会部会長 波多野邦道

【Web出席】

東京都立大学法学部/大学院法学政治学研究科教授 星周一郎

ITS Japan 専務理事 山本昭雄【Web出席】

警察庁交通局交通企画課長【欠席】

警察庁長官官房参事官(高度道路交通政策担当)

警察庁交通局交通企画課自動運転企画室長

警察庁交通局交通企画課理事官【欠席】

(4) オブザーバー

株式会社ネクスティ エレクトロニクス 技監兼「RoAD to the L4」プロジェクト テーマ3リーダー 小川博

Waymo LLC Head of Policy and Government Affairs, Japan & APAC 山本美香

日本交通株式会社上席執行役員/事業開発部長 金井昭彦

GO株式会社ビジネス企画部部長 山本彰祐

日産自動車株式会社総合研究所モビリティ&AI研究所エキスパートリーダー 木村健

株式会社T2 技術開発本部/開発統括オフィス 本部長補佐 一ノ瀬 直

株式会社T2 事業開発本部/ソリューション企画部プロジェクトマネージャー 河野恵悟

デジタル庁国民向けサービスグループ企画官【Web出席】

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局企画官【代理Web出席】

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室長

総務省消防庁国民保護・防災部参事官【代理Web出席】

法務省刑事局刑事課参事官【Web出席】

外務省国際協力局専門機関室長【代理Web出席】

経済産業省製造産業局自動車課モビリティDX室長【Web出席】

国土交通省道路局道路交通管理課高度道路交通システム(ITS)推進室長

【Web出席】

国土交通省物流・自動車局技術・環境政策課自動運転戦略室長
国土交通省物流・自動車局安全政策課安全監理室長【Web 出席】

(5) 事務局

警察庁交通局交通企画課

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

2 議事進行

(1) 開会

- ・ 事務局より開会を宣言。

(2) 討議

論点のうちの「論点：「遠隔支援」の条件と限界」について討議した。各委員からの主な意見等については、次のとおり。

- ・ 遠隔支援と遠隔運転は、明確に区別すべきものである。SAE J3016 の遠隔支援（remote assistance）の定義によれば、遠隔支援で提供される内容はあくまで援助であって、自動運転システムが遠隔支援の採否を判断する最終決定権を有することから、当然、同システムが遠隔支援の内容を採用しないこともある。これは「自動運転車を取り巻く環境は常に変化しており、人間が与えた援助が常に最善であるとは限らないため、最終的な判断は自動運転システムが行うべき」との整理によるものであって、この部分が変わってしまえば、おそらく遠隔運転（remote driving）に近づいていくものと考えている。自動運転システムの開発事業者として、この点をしっかりと精査した上で遠隔支援を行っていきたい。
- ・ 事務局の意見として、遠隔支援者が「現に日本の運転免許を保有していることまで求める必要はない」とした理由は何か。

遠隔支援は、あくまで自動車の操縦に係る認知、予測、判断及び操作を行う自動運行装置に対して情報又は助言を提供するものであって、「運転」そのものではないため、運転に必要な資格である運転免許の保有までを遠隔支援者に求める必要はないと考える。ただし、遠隔支援者が日本の道路交通環境や道路交通法に関する知識を持ち、道路を走行する自動車に対する適切な助言等が行えるよう、特定自動運行実施者において適切な教育を行うことが望ましいと考えている。（警察庁）

現状においても、特定自動運行実施者や特定自動運行主任者は運転免許の保有が義務付けられていないが、日本の道路交通の在り方に関する知識を持ち、特定自動運行の適正な運用が行えるような者が特定自動運行の許可を得ることができるのだと思われる。これと同じ枠組みの中で遠隔支援者を捉えるのであれば、運転免許の保有はマストとは言えないが、必要な知識等については別途手当するという事だろう。

- ・ 遠隔支援では対処しきれずに、遠隔支援を行っていたのと同じの者がシームレスに遠隔運転に移行して対処することも考えられる。遠隔支援者と遠隔運転者をそ

れぞれ別に用意させるのではなく、遠隔支援者が運転操作をすることを前提に、運転免許の保有を遠隔支援者の条件としてもよいのではないか。

道路交通法上、遠隔であっても運転者が存在する運行の場合には、当該運行の全過程を通じて特定自動運行には当たらないと解されるため、御指摘のように特定自動運行中に遠隔支援が遠隔からの運転操作へとシームレスに移行することは想定し得ない。（警察庁）

特定自動運行の一環として遠隔支援を行う場合には特定自動運行の許可が必要であり、特定自動運行の終了後に遠隔運転を行う場合には運転免許と遠隔運転に係る道路使用許可が必要というだけである。遠隔支援者に遠隔運転者を兼務させるか否かは特定自動運行実施者の判断に委ねるべき事項であって、兼務を見据えて遠隔支援者に運転免許の保有を求める必要はない。遠隔支援を想定したシステムと遠隔運転を想定したシステムでは、そもそも設計が異なるため、遠隔支援のみを想定したシステムで遠隔運転に自然に移行することは現実的には考えにくい。

- ・ 事務局の意見として、公安委員会が「遠隔支援の実施方法及び遠隔支援を講ずるための装置、人員その他の体制といった遠隔支援に関する事項を事前に把握できる手段を確保することが望ましい」としているが、あくまで「把握」するだけなのか。公安委員会は、事前に把握した遠隔支援に関する事項が不適切な場合に運行させないことや是正させることはできないのか。また、公安委員会は、事前に把握したとおりの遠隔支援が行われているかどうか定期的にチェックしないのか。

道路交通法上、特定自動運行の許可を受けようとする者は、（都道府県）公安委員会に対して特定自動運行計画を提出し、審査を受ける必要がある。遠隔支援は特定自動運行の一環であるから、遠隔支援の実施方法及び遠隔支援を講ずるための装置、人員その他の体制といった遠隔支援に関する事項についても特定自動運行計画に記載し、公安委員会に提出してもらうことを想定しており、その場合、特定自動運行計画の審査の中で、どのような遠隔支援をどのような体制で行うかを含め、特定自動運行が適切に行えるのかを公安委員会が綿密に確認することとなる。また、公安委員会は、特定自動運行を許可した後も、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告又は資料の提出を求めるほか、警察職員に、特定自動運行を管理する場所等への立入検査等をさせることができることから、事前に把握したとおりの遠隔支援が行われているのかを事後に確認することは、特定自動運行の許可制度上可能であると考えている。（警察庁）

公安委員会が遠隔支援の実施方法等を事前に把握できる手段を確保することで、遠隔支援者による不適切な遠隔支援を防止するとともに、遠隔支援の内容や遠隔支援時の自動運行装置の判断等を事後に検証できる手段を確保することで、万が一遠隔支援が事故につながった場合の検証等を可能にするものと理解している。

- ・ これまで議論されていないが、遠隔支援に起因する交通事故等が発生した場合に、

遠隔支援者が道路交通法上処罰の対象となるのか、明確にすべきではないか。

遠隔支援を行う中で、適切でない助言に基づいて自動運行装置が適切でない判断をすることも想定し得るが、それによって交通事故等が発生した場合における遠隔支援者の責任について、それが道路交通法上のものなのか、一般刑法上のものなのかを分けて、精密に議論する必要があると思われる。自動運行装置の判断が適切でなかった場合の責任については、最終的には自動運行装置の開発者が結果を予見し得たかというところまで遡る可能性もあり、論理を精緻化するためには必要な観点ではある。

そこまで遡る検討は、本調査検討委員会の議論の対象外である。

さらには、道路交通法の範囲を超える話だが、運転免許がなくとも制御困難な運転をすれば危険運転致死傷罪に問われることがあるように、遠隔支援が限界を超えて遠隔運転と評価できる場合においては、遠隔支援者には運転免許が不要とされていたとしても、結果として制御困難な運転をしたとして危険運転致死傷罪に問われることがあり得るという事業リスクを、事業者は踏まえる必要があるのではないか。

- ・ 特定自動運行の許可制度や自動運転に関わる概念は、社会一般に理解されているものではないため、本調査検討委員会においては毎回、関連する基本的な概念を理解することから始めて丁寧に議論してきた。今後、警察庁は遠隔支援に関する考え方等を社会に周知していく必要があるところ、社会における理解を深めるためには、いかに分かりやすく上手に説明できるかが重要であるから、本調査検討委員会での検討を役立てていただきたい。

(3) 海外調査研究結果報告

令和8年1月に実施した英国に係る海外調査研究について、警察庁が結果報告を行った。

(4) 閉会

(以上)